

## 奈良県情報公開条例の解釈運用基準の一部改正 新旧対照表 (案)

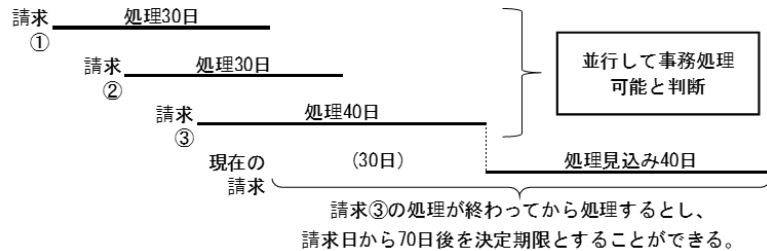
改 正 後	改 正 前
<p data-bbox="235 335 613 363">第 4 条 (適正な請求及び使用)</p> <div data-bbox="235 375 1068 442" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="250 392 398 421">第 4 条 略</p> </div> <p data-bbox="250 480 365 509">【趣 旨】</p> <p data-bbox="288 528 324 557">略</p> <p data-bbox="250 627 421 655">【解釈・運用】</p> <p data-bbox="271 675 407 703">1～4 略</p> <p data-bbox="271 722 573 751">5 権利の濫用について</p> <p data-bbox="293 770 1088 1042">本条例には、権利濫用に係る特別の規定を設けていないが、権利濫用が許容されないことは法の一般原則として当然であり、実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考えられる。開示請求が権利濫用に当たる場合は開示しない旨の決定を行うことになる。</p> <p data-bbox="293 1061 1088 1284"><u>また、同一請求人から同一所属に繰り返し開示請求がある場合は、原則以下の取扱いのもと、条例第 13 条に基づく開示決定等の期限の特例に係る上限設定をすることができるとともに、正当な理由なくその上限を超える開示請求を権利の濫用として不開示決定とすることができる。</u></p>	<p data-bbox="1111 335 1489 363">第 4 条 (適正な請求及び使用)</p> <div data-bbox="1111 375 1944 442" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1126 392 1274 421">第 4 条 略</p> </div> <p data-bbox="1126 480 1240 509">【趣 旨】</p> <p data-bbox="1162 528 1198 557">略</p> <p data-bbox="1126 627 1296 655">【解釈・運用】</p> <p data-bbox="1146 675 1283 703">1～4 略</p> <p data-bbox="1146 722 1449 751">5 権利の濫用について</p> <p data-bbox="1169 770 1964 1042">本条例には、権利濫用に係る特別の規定を設けていないが、権利濫用が許容されないことは法の一般原則として当然であり、実施機関の事務を混乱、停滞させることを目的とする等、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱したような開示請求は、権利の濫用として請求を拒否できるものと考えられる。開示請求が権利濫用に当たる場合は開示しない旨の決定を行うことになる。</p> <p data-bbox="1169 1061 1964 1332">なお、開示請求の対象となる行政文書が著しく大量であることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあっても、前述のように実施機関の事務を停滞、混乱させることを目的とする等の場合を除き、単に事務処理上対応が困難という場合は、処理期限の特例 (条例第13条) により対処するものであって、権利の濫用に該当しない。</p>

改正後	改正前
<p><u>(1) 条例第 12 条第 2 項に基づき期限の延長をして処理しても、同項に規定する期間 (45 日を限度とした延長) までに開示決定等ができないと見込まれる場合、条例第 13 条による開示決定等の期限の特例を適用する。</u></p> <p><u>(2) (1) の期限の特例の適用後に、同一請求人から同一所属にされた新たな請求にあっては、</u></p> <p><u>ア 条例第 13 条に基づき期限の特例を適用することとし、開示請求のあった日から起算して 60 日以内に、相当の部分について開示決定等を行う。</u></p> <p><u>イ 相当の部分以外の残余の部分について、(1) の期限の特例を適用した請求に係る開示決定等をした後に開示決定等の事務を開始するものとして、新たな請求に係る開示決定等の期限を算出することができる。</u></p> <p><u>(参考) 同一請求人から同一所属に繰り返し開示請求があつて、当該請求人からの開示請求について、第 13 条に基づき開示決定等の期限を延長する場合、当該延長期間の算定方法については、同一請求人からの先の開示請求に係る開示決定等をした後に、現在の開示請求に係る開示決定等の事務を開始するものとして延長期間を算定することができる。</u></p>	

改正後

改正前

同一請求人からの請求



(3) (1)又は(2)の期限の特例において、延長期間が1年に達した場合であって、当該請求人が、正当な理由なく引き続き請求すると認められる場合は、今後は適正な請求と認められない旨を説明し、新たな開示請求を先の開示請求に係る開示決定等があるまで待つなどの要請をすることができる。なお、要請は当該所属が原則として文書で行うものとする。

(4) (3)の要請に応じず、同一請求人が同一所属へ新たな開示請求をした場合であって、それが正当な理由がないと認められるときは、当該開示請求は適正な開示請求ではなく、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱していると認め、当該所属は権利の濫用として不開示決定とすることができる。当該不開示決定の際は、その不開示理由を可能な限り詳細に記載する。ただし、取扱いには以下の事項に留意するものとする。

改正後	改正前
<p>① <u>第13条による特例延長の延長期間は、条例解釈運用基準にあるとおり、「処理するに当たって必要とされる合理的な期間」とする。</u></p> <p>② <u>開示請求が集中的に繰り返されると所属が認めた時点から、上記の対応により進めることを可能とする。なお、集中的に繰り返されていると判断する定量的な基準はないため、請求内容、対象文書の量、請求の頻度、所属の事務体制等によって総合的に判断し、請求者に要請する際には丁寧に説明する。</u></p> <p>③ <u>同一所属に繰り返し請求する正当な理由の有無の判断や、開示請求権の本来の目的を著しく逸脱しているか否かの判断は、開示請求制度が原則としてその請求理由等を問わないものであることに留意したうえで、慎重にすることとする。</u></p> <p>④ <u>1件の開示請求に複数の所属が関係する場合で、そのうち既に特例延長が1年に達している所属や権利の濫用による不開示決定をしている所属があるときは、当該所属は、権利の濫用として不開示決定とすることができる。</u></p>	

改正後	改正前						
<p>(参考)</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;">       複数の所属が関係する1件の開示請求     </div> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border-right: 1px solid black; padding: 5px;">A所属 既に特例延長が1年に達している</td> <td style="padding: 5px;">権利の濫用として不開示決定可</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">B所属 権利の濫用による不開示決定</td> <td style="padding: 5px;">権利の濫用として不開示決定可</td> </tr> <tr> <td style="border-right: 1px solid black; padding: 5px;">C所属</td> <td style="padding: 5px;">権利の濫用として不開示決定不可</td> </tr> </table> <p>ここでいう「所属」とは、<u>条例第2条第1項に規定する実施機関としての知事</u>にあつては、<u>奈良県行政組織規則（昭和31年7月奈良県規則第26号）第2章に規定する本庁の課、室、センター、所及び同規則第3章に規定する出先その他の機関（以下「本庁の課等」という。）をいい、知事以外の実施機関にあつては、知事における本庁の課等に相当する組織をいう。</u></p> <p>なお、開示請求の対象となる行政文書が著しく大量であることにより事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあつても、前述のように実施機関の事務を停滞、混乱させることを目的とする等の場合を除き、単に事務処理上対応が困難という場合は、<u>処理期限の特例（条例第13条）により対処するものであつて、権利の濫用に該当しない。</u></p>	A所属 既に特例延長が1年に達している	権利の濫用として不開示決定可	B所属 権利の濫用による不開示決定	権利の濫用として不開示決定可	C所属	権利の濫用として不開示決定不可	
A所属 既に特例延長が1年に達している	権利の濫用として不開示決定可						
B所属 権利の濫用による不開示決定	権利の濫用として不開示決定可						
C所属	権利の濫用として不開示決定不可						

改正後	改正前
<p data-bbox="235 288 555 316">第6条（開示請求の手続）</p> <div data-bbox="253 331 1084 397" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="271 352 416 379">第6条 略</p> </div> <p data-bbox="248 432 365 459">【趣旨】</p> <p data-bbox="293 483 327 510">略</p> <p data-bbox="248 576 421 603">【解釈・運用】</p> <p data-bbox="271 627 584 654">1 開示請求書（第1項）</p> <p data-bbox="293 678 1084 895">行政文書の開示の請求は、権利の行使として、行政文書の開示・不開示決定という行政処分を求める手続であり、場合によっては、審査請求又は行政事件訴訟になることもあるため、事実関係を明確にしておかなければならないことから、請求は書面を提出して行わなければならないこととしている（書面主義）。</p> <p data-bbox="293 919 1084 1086">書面の提出は、情報公開窓口を持参して提出するほか、遠隔地の請求者の利便等を考慮して、郵送により、又はファクシミリを利用して送信することにより、開示請求書を提出することができるものとするが、電話や口頭による請求は認められない。</p> <p data-bbox="293 1110 1084 1327">なお、開示の請求は、<u>奈良スーパーアプリ</u>を使用して行うこともできるが、この場合においては、<u>奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成16年12月奈良県条例第17号）<u>第5条第2項</u>により、書面により行われたものとみなすこととしている。</p>	<p data-bbox="1111 288 1431 316">第6条（開示請求の手続）</p> <div data-bbox="1128 331 1960 397" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="1146 352 1292 379">第6条 略</p> </div> <p data-bbox="1120 432 1236 459">【趣旨】</p> <p data-bbox="1164 483 1198 510">略</p> <p data-bbox="1120 576 1292 603">【解釈・運用】</p> <p data-bbox="1142 627 1456 654">1 開示請求書（第1項）</p> <p data-bbox="1164 678 1955 895">行政文書の開示の請求は、権利の行使として、行政文書の開示・不開示決定という行政処分を求める手続であり、場合によっては、審査請求又は行政事件訴訟になることもあるため、事実関係を明確にしておかなければならないことから、請求は書面を提出して行わなければならないこととしている（書面主義）。</p> <p data-bbox="1164 919 1955 1086">書面の提出は、情報公開窓口を持参して提出するほか、遠隔地の請求者の利便等を考慮して、郵送により、又はファクシミリを利用して送信することにより、開示請求書を提出することができるものとするが、電話や口頭による請求は認められない。</p> <p data-bbox="1164 1110 1955 1327">なお、開示の請求は、<u>電子申請システム</u>を使用して行うこともできるが、この場合においては、<u>奈良県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年12月奈良県条例第17号）<u>第3条第2項</u>により、書面により行われたものとみなすこととしている。</p>

改正後	改正前
<p>2～3 略</p> <p>第11条（開示請求に対する措置）</p> <div data-bbox="257 435 1088 502" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第11条 略</p> </div> <p>【趣旨】 略</p> <p>【解釈・運用】</p> <p>1 略</p> <p>2 不開示決定（第2項）</p> <p>（1）略</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき（<u>開示請求に係る手数料が納付されない場合を含む。</u>）。</p> <p>⑥ 略</p> <p>（2）略</p> <p>3 略</p>	<p>2～3 略</p> <p>第11条（開示請求に対する措置）</p> <div data-bbox="1133 435 1964 502" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第11条 略</p> </div> <p>【趣旨】 略</p> <p>【解釈・運用】</p> <p>1 略</p> <p>2 不開示決定（第2項）</p> <p>（1）略</p> <p>①～④ 略</p> <p>⑤ 行政文書の特定が不十分である場合等、開示請求に形式的な不備があるとき。</p> <p>⑥ 略</p> <p>（2）略</p> <p>3 略</p>

改正後	改正前
<p>第16条（開示の実施）</p> <p>第16条 行政文書の開示は、<u>次に掲げる方法</u>により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>(1) <u>閲覧、聴取又は視聴</u></p> <p>(2) <u>別表の中欄に掲げる開示の実施の方法又は奈良県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成十六年十二月奈良県条例第十七号。以下「情報通信技術活用条例」という。）第五条第一項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）のうち規則で定めるものを使用する方法</u></p> <p>【趣旨】 略</p> <p>【解釈・運用】</p> <p>1 開示の方法（第1項）</p> <p>(1) <u>閲覧、聴取又は視聴（第1号）</u> <u>「閲覧」とは、文書又は図画という視覚によって内容を確認できる行政文書について、行政文書そのものを見せることを</u></p>	<p>第16条（開示の実施）</p> <p>第16条 行政文書の開示は、<u>文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法</u>により行う。ただし、閲覧の方法による行政文書の開示にあつては、実施機関は、当該行政文書の保存に支障を生ずるおそれがあるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。</p> <p>2～4 略</p> <p>【趣旨】 略</p> <p>【解釈・運用】</p> <p>1 開示の方法（第1項）</p> <p>(1) <u>「文書又は図画」の開示の方法（施行規則第6条第1項及び第2項）</u> <u>「文書又は図画」という視覚によって直接その内容を確認で</u></p>



改 正 後			改 正 前										
<p><u>指す。</u></p> <p><u>「聴取」とは、録音テープ又は録音ディスク等を専用機器により再生することにより記録を確認することを指す。</u></p> <p><u>「視聴」とは、ビデオテープ又はビデオディスク等を専用機器により再生することにより記録を確認すること指す。</u></p> <p>なお、文書、図画の閲覧については、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該行政文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには切り抜きを施す必要がある場合等等、原本を閲覧に供することが困難な場合があるので、その場合には、写しによることとしている。</p>			<p><u>きる行政文書については、行政文書そのものを見せる「閲覧」と、その写しを作成して交付する「写しの交付」を開示の方法とした。開示を受ける者は、そのいずれか又は両方の方法を選択することができる。</u></p> <p>なお、文書、図画の閲覧については、原本の傷みが激しくそのまま開示に供することが当該行政文書の保存に支障がある場合、原本を事務事業に使用する必要があり閲覧等に供すると事務事業の遂行に支障がある場合、部分的に不開示の箇所があり的確に部分開示をするためには切り抜きを施す必要がある場合等等、原本を閲覧に供することが困難な場合があるので、その場合には、写しによることとしている。</p>										
<p>2 別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">行政文書の種別</th> <th style="text-align: center;">開示の実施の方法</th> <th style="text-align: center;">手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"> <u>1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）</u> </td> <td> <u>ア 複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u> </td> <td> <u>1枚につき、10円</u> </td> </tr> <tr> <td> <u>イ 複写機により複写したものの（多色刷りで、A三判以下</u> </td> <td> <u>1枚につき、50円</u> </td> </tr> </tbody> </table>			行政文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額	<u>1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）</u>	<u>ア 複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、10円</u>	<u>イ 複写機により複写したものの（多色刷りで、A三判以下</u>	<u>1枚につき、50円</u>	<p><u>ア 文書又は図画（次のイ～エに掲げるものを除く。）</u></p> <p><u>原本の閲覧又は原本を複写機により複写したものの交付により行う。</u></p> <p><u>イ マイクロフィルム</u></p> <p><u>専用機器により印刷したものの閲覧又はその写しの交付により行う。</u></p> <p><u>ウ 写真フィルム</u></p> <p><u>印画紙に印画したものの閲覧又は交付により行う。</u></p>		
行政文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額											
<u>1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）</u>	<u>ア 複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、10円</u>											
	<u>イ 複写機により複写したものの（多色刷りで、A三判以下</u>	<u>1枚につき、50円</u>											

改正後			改正前		
	<u>の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>				
	<u>ウ 複写機によりA一判若しくはA二判の用紙に複写又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</u>	<u>作成に要する費用に相当する額</u>			<p>エ <u>スライド</u>  <u>専用機器により映写したものの閲覧又は印画紙に印画したものの交付により行う。</u></p> <p>(2) <u>「電磁的記録」の開示の方法（施行規則第6条第3項、第4項、第5項及び第6項）</u></p> <p><u>電磁的記録の開示方法については、種々の形態が考えられるが、開示形態によっては特殊な装置を必要としたり、特別のプログラムを必要とする場合などがあることから、県における再生用機器の措置状況やセキュリティの保全状況などを勘案して、規則で定めることとしている。</u></p> <p>ア <u>録音テープ又は録音ディスク</u>  <u>専用機器により再生したものの聴取又は録音カセットテープに複写したものの交付により行う。</u></p> <p>イ <u>ビデオテープ又はビデオディスク</u>  <u>専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付により行う。</u></p>
<u>2</u>	<u>マイクロフィルム</u>	<u>印刷したもの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、10円</u>		
<u>3</u>	<u>写真フィルム</u>	<u>印画紙に印画したものの交付</u>	<u>作成に要する費用に相当する額</u>		
<u>4</u>	<u>スライド（9の項に該当するものを除く。）</u>	<u>印画紙に印画したものの交付</u>	<u>作成に要する費用に相当する額</u>		
<u>5</u>	<u>録音テープ（9の項に該</u>	<u>録音カセットテープに複写したものの交付</u>	<u>1巻につき、250円</u>		

改正後			改正前		
	<u>当するものを除く。）又は録音 ディスク</u>				
6	<u>ビデオテープ又はビデオディスク</u>	<u>ビデオカセットテープに複写したものの交付</u>	<u>1巻につき、300円</u>		
7	<u>電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）</u>	<u>ア 用紙に出力したもの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、10円</u>		<p>ウ <u>ア、イ、エ又はオを除く電磁的記録</u>  <u>実施機関がその保有するプログラムを用いて用紙に出力したものの閲覧又はその写しの交付により行う。ただし、用紙に出力できないものについては、実施機関がその保有するプログラムにより専用機器で再生したものの閲覧又は視聴により行う。</u>  <u>なお、実施機関がその保有するプログラムを用いて電磁的記録の媒体に複写したものの交付が容易である場合は、当該複写したものの交付により行うことができる。</u></p> <p>エ <u>映画フィルム</u>  <u>専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付により行う。</u></p> <p>オ <u>スライド（音声付きのもの）</u>  <u>専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付により行う。</u></p> <p>(3) 略</p>
		<u>イ 用紙に出力したもの（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、50円</u>		
		<u>ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付</u>	<u>1枚につき、60円</u>		

改正後			改正前
	エ <u>光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</u>	<u>1枚につき、90円</u>	
	オ <u>光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</u>	<u>1枚につき、110円</u>	
	カ <u>アからオまでに掲げるものの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付</u>	<u>当該写しの作成に要する費用に相当する額</u>	
<u>8 映画フィルム</u>	<u>ビデオカセットテープに複写したものの交付</u>	<u>当該写しの作成に要する費用に相当する額</u>	
<u>9 スライド及び録音テープ</u>	<u>ビデオカセットテープに複写したものの交付</u>	<u>当該写しの作成に要する費</u>	

改正後		改正前
<p>(スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。)</p>		<p>用に相当する額</p>
<p>(2) <u>電子情報処理組織のうち規則で定めるものとは、電子メール及び奈良スーパーアプリを指す。</u></p>		
<p>(3) 略</p>		
<p>第17条 (法令等による開示の実施との調整)</p>		<p>第17条 (法令等による開示の実施との調整)</p>
<p>第17条 略 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項第1号の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>		<p>第17条 略 2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。</p>
<p>【趣旨】 略</p>		<p>【趣旨】 略</p>

改正後	改正前
<p><b>【解釈・運用】</b></p> <p>法令等において国民一般に対する特定の行政文書の開示規定（一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が第16条第1項第1号の開示の方法と同一である場合には、本条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本条例による開示を行わないこととするものである。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「前条第1項第1号に規定する開示の方法と同一の方法」とは、法令等の規定における開示の方法が本条例第16条第1項第1号に規定する開示の方法と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示をしないこととするものである。</p> <p>例えば、法令等において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、本条例では行わず、法令等によることとなり、写しの交付の方法による開示については、本条例に基づき、開示請求を行い、開示決定があれば、第16条第2項の規定により写しの交付の方法を申し出ることとなる。</p>	<p><b>【解釈・運用】</b></p> <p>法令等において国民一般に対する特定の行政文書の開示規定（一定の場合に開示をしない旨の定めがないものに限る。）があり、その開示の方法が第16条第1項の本文の開示の方法（<u>文書又は図画については閲覧又は写しの交付、電磁的記録については規則で定める方法（施行規則第6条）</u>）と同一である場合には、本条例に基づく開示を重ねて認める必要性がないことから、当該同一の方法による開示の限度で、本条例による開示を行わないこととするものである。</p> <p>1～3 略</p> <p>4 「前条第1項本文に規定する開示の方法と同一の方法」とは、法令等の規定における開示の方法が本条例第16条第1項本文に規定する開示の方法（<u>文書又は図画については、閲覧又は写しの交付、電磁的記録については規則で定める方法（施行規則第6条）</u>）と同一である場合に限って、当該同一の方法による開示をしないこととするものである。</p> <p>例えば、法令等において閲覧の方法による開示が規定されている場合、閲覧の方法による開示については、本条例では行わず、法令等によることとなり、写しの交付の方法による開示については、本条例に基づき、開示請求を行い、開示決定があれば、第16条第2項の規定により写しの交付の方法を申し出ることとなる。</p>

改正後	改正前
<p>5及び6 略</p> <p>7 「法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項第1号の閲覧とみなして」とは、「縦覧」は、本条例第16条第1項第1号において、開示の方法として規定されていないが、個々人に行政文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、第16条第1項第1号の閲覧とみなして、本条例では、閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。</p> <p>8 略</p>	<p>5及び6 略</p> <p>7 「法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして」とは、「縦覧」は、本条例第16条第1項本文において、開示の方法として規定されていないが、個々人に行政文書の内容が明らかに分かるように示し、見せるものであり、閲覧と同視される開示の形態であることから、法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、第16条第1項本文の閲覧とみなして、本条例では、閲覧の方法による開示は行わないこととするものである。</p> <p>8 略</p>

第 18 条 (手数料等)

第 18 条 開示請求をする者又は第 16 条第 1 項の規定により行政文書の写し（電磁的記録にあつては、別表の中欄に掲げる開示の実施の方法により交付される物を含む。以下同じ。）の交付を受ける者は、次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の手数料を納付しなければならない。

(1) 開示請求に係る手数料 開示請求に係る行政文書 1 件につき 300 円（情報通信技術活用条例第 5 条第 1 項の規定により電子情報処理組織のうち規則で定めるものを使用して開示請求をする場合にあつては、200 円）

(2) 開示の実施に係る手数料 開示を受ける行政文書 1 件につき、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の中欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額。以下この号及び次項において「基本額」という。）。ただし、次に掲げる場合には、それぞれ次に定めるとおりとする。

ア 電子情報処理組織のうち規則で定めるものを使用して開示を受ける場合 無料

イ 基本額（第 16 条第 4 項の規定に基づき更に開示を受ける場合にあつては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額。以下同

第 18 条 (費用負担)

第 18 条 第 16 条第 1 項の規定により行政文書（行政文書を複製した物を含む。）の写し（電磁的記録にあつては、同項の規則で定める方法により交付される物を含む。）の交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用として規則で定める額を負担しなければならない。



ウ 基本額が前号に定める額に相当する額を超える場合  
(第16条第4項の規定に基づき更に開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が同号に定める額に相当する額を超える場合を除く。) 当該基本額から同号に定める額に相当する額を減じた額

2 開示請求者が規則で定める複数の行政文書の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項第1号の規定の適用については、当該複数の行政文書を1件の行政文書とみなし、かつ、当該複数の行政文書である行政文書の開示を受ける場合における同項第2号ただし書の規定の適用については、当該複数の行政文書である行政文書に係る基本額に先に開示の実施を求めた当該複数の行政文書である他の行政文書に係る基本額を順次加えた額を基本額とみなす。

3 第1項第1号に規定する手数料は、開示請求をする際に、同項第2号に規定する手数料は、実施機関が指定する期日までに納付しなければならない。

4 既納の手数料は、還付しない。ただし、実施機関が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

5 開示を受ける者は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、行政文書の写しの送付を求めることができる。

改正後	改正前
<p><u>6 実施機関は、開示を受ける者が規則に定める場合に該当すると認めるときは、第1項第2号に規定する手数料の全部又は一部を免除することができる。</u></p> <p><b>【趣旨】</b>  本条は、<u>開示請求をする者又は行政文書の交付を受ける者は、開示請求に係る手数料、開示の実施に係る手数料を納付しなければならないことを定めるとともに、その手数料の額及び取扱いについて定めたものである。</u></p> <p><b>【解釈・運用】</b></p> <p><u>1 開示請求に係る手数料（第1項第1号）</u>  (1)「<u>開示請求に係る手数料</u>」とは、<u>開示請求をする者が、開示請求を行うときに要する手数料をいう。</u></p> <p><u>開示請求に係る行政文書の件数は、開示請求書の「行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」欄の記載内容等に応じて算出することとなる。</u></p> <p><u>ただし、開示請求者が行政文書を予め特定して件数を算出すること、また、実施機関が開示請求書の提出を受けたときに件数を特定することが困難な場合は、実施機関は開示請求者に行政文書1件の手数料に相当する金額の納付を求め、実施機関が開示請求に係る行政文書を特定し、行政文書の件数を特定できた時点で、実施機関が必要な手数料の額を算出し、開示請求者</u></p>	<p><b>【趣旨】</b>  本条は、行政文書の開示を受ける者は、<u>当該写しの交付に要する費用を負担しなければならないことを定めたものである。</u></p> <p><b>【解釈・運用】</b></p> <p><u>1 「写しの作成及び送付に要する費用」とは、行政文書の写しの作成に要する費用及び行政文書の写しの送付に要する郵送料をいう。</u></p> <p><u>2 第16条ただし書の規定により、行政文書を複写した物により行政文書の開示をする場合の当該複写の作成に要する費用は、本条の「写しの作成に要する費用」に該当しないので、当該複写の作成に要した費用は徴収できないものである。</u></p> <p><u>3 写しの作成及び送付に要する費用は、施行規則第11条第2項の規定に基づき、前納とする。</u></p>

改正後	改正前													
<p>に不足する手数料を納付するよう求めるものとする。</p> <p>なお、この手続は、<u>条例第6条第2項の開示請求書の補正の手続に準じて行うものとし、第12条第1項ただし書により、手数料の納付の確認に要した日数は開示決定等の期限の期間に算入しないこととする。</u></p> <p>(2) 「<u>情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織のうち規則で定めるもの</u>」とは奈良スーパーアプリのことを指し、これを使用して請求する場合の開示請求に係る手数料は行政文書1件につき200円となる。</p> <p>2 <u>開示の実施に係る手数料（第1項第2号）</u></p> <p>(1) 「<u>開示の実施に係る手数料</u>」とは、開示を受ける行政文書1件につき、別表の上欄に掲げる行政文書の種別ごとに、同表の下欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額（複数の実施の方法により開示を受ける場合にあつては、その合算額）を基本額とし、行政文書の写しの交付を受ける者は、当該基本額を手数料として納付しなければならない。</p> <p>(2) 「<u>電子情報処理組織のうち規則で定めるものを使用して開示を受ける場合</u>」とは、電子メール又は奈良スーパーアプリを使用して開示を受ける場合をいい、その場合における開示の実施に係る手数料は無料となる。</p>	<p>4 <u>費用負担の額（施行規則第11条別表）</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 375 1379 459">行政文書の種別</th> <th data-bbox="1379 375 1765 459">開示の実施の方法</th> <th data-bbox="1765 375 1960 459">費用負担の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 459 1379 1145" rowspan="3"> <u>1 文書又は図画（2から4又は8に該当するものを除く。）</u> </td> <td data-bbox="1379 459 1765 678"> <u>ア 複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u> </td> <td data-bbox="1765 459 1960 678"> <u>1枚につき、10円</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 678 1765 896"> <u>イ 複写機により複写したものの（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u> </td> <td data-bbox="1765 678 1960 896"> <u>1枚につき、50円</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1379 896 1765 1145"> <u>ウ 複写機によりA一判若しくはA二判の用紙に複写又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</u> </td> <td data-bbox="1765 896 1960 1145"> <u>作成に要する費用に相当する額</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 1145 1379 1356"> <u>2 マイクロフィルム</u> </td> <td data-bbox="1379 1145 1765 1356"> <u>印刷したものを複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u> </td> <td data-bbox="1765 1145 1960 1356"> <u>1枚につき、10円</u> </td> </tr> </tbody> </table>	行政文書の種別	開示の実施の方法	費用負担の額	<u>1 文書又は図画（2から4又は8に該当するものを除く。）</u>	<u>ア 複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、10円</u>	<u>イ 複写機により複写したものの（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、50円</u>	<u>ウ 複写機によりA一判若しくはA二判の用紙に複写又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</u>	<u>作成に要する費用に相当する額</u>	<u>2 マイクロフィルム</u>	<u>印刷したものを複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、10円</u>
行政文書の種別	開示の実施の方法	費用負担の額												
<u>1 文書又は図画（2から4又は8に該当するものを除く。）</u>	<u>ア 複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、10円</u>												
	<u>イ 複写機により複写したものの（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、50円</u>												
	<u>ウ 複写機によりA一判若しくはA二判の用紙に複写又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付</u>	<u>作成に要する費用に相当する額</u>												
<u>2 マイクロフィルム</u>	<u>印刷したものを複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、10円</u>												

改正後			改正前		
<p>(3) <u>開示の実施に係る手数料の基本額が、開示請求に係る手数料の額に相当する額に達しない場合は、開示の実施に係る手数料は無料となり、開示請求に係る手数料の額に相当する額を超える場合は、当該基本額から開示請求に係る手数料の額に相当する額を減じた額を開示の実施に係る手数料として納付しなければならない。</u></p> <p>(4) <u>条例第 16 条第 4 項に基づき更なる開示を受ける場合は、更なる開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額が、開示請求に係る手数料の額に相当する額に達しない場合は無料となる。また、既に開示の実施を求めた際の基本額が、開示請求に係る手数料の額に相当する額を超えている場合は、更なる開示を受ける際には、更なる開示を受ける場合の基本額を手数料として納付することとなる。</u></p>			3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額
			4 スライド (9に該当するものを除く。)	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額
			5 録音テープ (9に該当するものを除く。)又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき、250円
			6 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき、300円
			7 電磁的記録 (5、6又は8に該当するものを除く。)	ア 用紙に出力したものを複写機により複写したもの(単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	1枚につき、10円
			行政文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額
			1 文書又は図画(2の項から4の項まで又は8の項に該当するも	ア 複写機により複写したものの(単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	1枚につき、10円

改正後			改正前		
のを除く。)					
	イ 複写機により複写したもの(多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	1枚につき、50円	イ 用紙に出力したものを複写機により複写したもの(多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	1枚につき、50円	
	ウ 複写機によりA一判若しくはA二判の用紙に複写又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額	ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付	1枚につき、60円	
2 マイクロフィルム	印刷したもの(単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	1枚につき、10円	エ 光ディスク(日本工業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき、90円	
3 写真フィルム	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額	オ 光ディスク(日本工業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複写したものの交付	1枚につき、110円	
4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額			

改 正 後			改 正 前			
5 録音テープ (9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき、 250円	カ アからオまでに掲げるものの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額		
	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき、 300円		8 映画フィルム	ビデオカセットテープに複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当額する額
	ア 用紙に出力したもの(単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	1枚につき、10円		9 スライド (音声つきのもの)	ビデオカセットテープに複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当額する額
6 ビデオテープ又はビデオディスク	ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき、 300円				
	イ 用紙に出力したもの(多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。)の交付	1枚につき、50円				
7 電磁的記録 (5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)						

改正後			改正前
	<u>ウ</u> <u>フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付</u>	1枚につき、60円	
	<u>エ</u> <u>光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</u>	1枚につき、90円	
	<u>オ</u> <u>光ディスク（日本産業規格X6241に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</u>	1枚につき、110円	
	<u>カ</u> <u>アからオまでに掲げるものの以外の電磁的記録媒体に複写したものの交付</u>	当該写しの作成に要する費用に相当する額	
<u>8</u> <u>映画フィルム</u>	<u>ビデオカセットテープに複写したものの交付</u>	当該写しの作成に要する費用に相当する	

改正後			改正前
		額	
9	スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合におけるものに限る。）	ビデオカセットテープに複写したものの交付	当該写しの作成に要する費用に相当する額
3	<p>複数の行政文書を1件の行政文書とみなす場合等（第2項）</p> <p><u>(1)規則で定める「複数の行政文書」とは、同一の簿冊（同一の簿冊につづり込むことができずに複数の簿冊に分割してつづり込むこととした当該複数の簿冊及び行政文書に添付した図画等であって同一の簿冊につづり込むことが困難なため、袋に入れ、又は結束して相互の関係を明らかにされたものを含む。）につづり込まれている複数の行政文書であって、相互に密接な関連を有するものとする。</u></p> <p>相互に密接な関連を有すると考えられる文書例</p> <p><u>（平成17年4月28日付け総務省行政管理局長通知「行政機</u></p>		



改正後	改正前
<p><u>関の保有する情報の公開に関する法律及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律の趣旨の徹底等について」)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>要請と応答に係るもの（例 申請書と処分通知書、諮問と答申等）</u></li> <li>・ <u>訴訟、審判手続等における一事件に係るもの（例 一事件に係る判決、裁決等と裁判所、審判機関への提出資料等）</u></li> <li>・ <u>参照の旨が記載されている場合の参照対象行政文書（例 概要・要約版と本文、本文と参考引用資料等）</u></li> <li>・ <u>通例必要とされる一連の手続に係るもの（例 調達手続における入札と落札、補助金交付における決定と実績報告、出張命令と復命書）</u></li> <li>・ <u>計画と実績に係る関係にあるもの（例 基本計画と実績報告書、実施計画と実施状況報告書等）</u></li> <li>・ <u>会議における決定ごとのその決定と議事録・提出資料</u></li> </ul> <p><u>なお、同一の簿冊につづり込まれていない場合でも、規則第12条括弧書の規定により同一の簿冊につづり込まれているとみなされ、かつ、上記の例のように相互に密接な関係を有すると考えられる場合は、1件の行政文書としてみなすこととする。</u></p> <p><u>相互に密接な関連を有しないと考えられる文書例</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>・関連を有しない法人等に関するもの（例 社会福祉法人Aと社会福祉法人Bに関する報告書等）</u></p> <p><u>・異なる日に開催された会議等に関するもの（例 第1回審査会と第2回審査会）</u></p> <p>(1) <u>複数の所属にまたがる開示請求については、第2項の適用対象とはならず、所属ごとに開示請求に係る手数料を納入する必要がある。</u></p> <p>4 第16条ただし書の規定により、行政文書を複写した物により行政文書の開示をする場合の当該複写の作成に要する費用は、本条の「写しの作成に要する費用」に該当しないので、当該複写の作成に要した費用は徴収できないものである。</p> <p>5 「送付に要する費用」とは、写しの送付を希望する場合に、<u>写しの送付に要する郵便料金や宅配便等の実費のことをいう。</u>  <u>なお、電子メール又は奈良スーパーアプリを使用して写しを交付する場合は、送付に要する費用は要しない。</u></p> <p>6 <u>開示請求を受け付けた後の取り下げなどの場合であっても第4項の規定に基づき手数料は還付しない。ただし、例えば、開示の実施に係る手数料を徴収した後に、第6項の規定により手</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>料の全部又は一部を免除できることが判明した場合等、還付する特別の理由があると認めるときは還付することができる。</u></p> <p><u>7 開示を受ける者が、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項各号に掲げる扶助を受けている場合（施行規則第 13 条第 1 項）は、開示の実施に係る手数料を免除することができる。</u></p> <p>第 37 条（その他）</p> <div data-bbox="248 718 1079 783" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 37 条 略</div> <p>【趣 旨】 略</p> <p>【解釈・運用】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>第 37 条（その他）</p> <div data-bbox="1115 572 1946 638" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">第 37 条 略</div> <p>【趣 旨】 略</p> <p>【解釈・運用】</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 行政文書の開示の実施の方法（施行規則第 6 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項（ただし、映画フィルムの音声以外の開示の実施方法に係る部分）及び第 6 項（ただし、スライドの開示の実施の方法に係る部分））</p> <p>(3)～(4) 略</p> <p>(5) 行政文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を前納しなければならない旨（施行規則第 11 条第 2 項）</p> <p>(6)～(8) 略</p>

改正後	改正前
<p>(4)～(6) 略</p> <p>(7) 運用状況の公表は、<u>インターネットの利用により行う旨</u> (施行規則第 15 条)</p> <p>附 則 (令和 6 年 3 月条例第 2 6 号)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>二 第 2 条の規定 令和 6 年 6 月 1 日</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 第 2 条の規定による改正後の奈良県情報公開条例第 1 6 条第 1 項及び第 1 8 条の規定は、この条例の施行の日以後にされた開示請求 (奈良県情報公開条例第 6 条第 1 項に規定する開示請求をいう。以下同じ。) について適用し、同日前にされた開示請求については、なお従前の例による。</p> </div> <p>【改正の概要】</p> <p>1 <u>開示請求に係る手数料を創設する。</u></p> <p>2 <u>行政文書の写しの作成費用等について「費用負担」を「開</u></p>	<p>(9) 運用状況の公表は、<u>公報に登載して行う旨</u> (施行規則第 15 条)</p>

改正後		改正前										
<p>示の実施に係る手数料」に改正し、経済的困難等を理由とした減免制度等を導入する。</p> <p><b>【趣旨】</b></p> <p>開示請求権制度の適切な運用に向けた利用者負担の適正化に向け、開示請求に係る手数料を創設するための改正に伴い、所要の規定の整備を行ったものである。</p> <p>別表（第16条、第18条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>行政文書の種別</th> <th>開示の実施の方法</th> <th>手数料の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）</td> <td>ア 複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</td> <td>1枚につき、10円</td> </tr> <tr> <td>イ 複写機により複写したものの（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</td> <td>1枚につき、50円</td> </tr> <tr> <td>ウ 複写機によりA一判若しくはA二判の用紙に複写又</td> <td>作成に要する費用に相当す</td> </tr> </tbody> </table>		行政文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額	1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	ア 複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円	イ 複写機により複写したものの（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、50円	ウ 複写機によりA一判若しくはA二判の用紙に複写又	作成に要する費用に相当す	
行政文書の種別	開示の実施の方法	手数料の額										
1 文書又は図画（2の項から4の項まで又は8の項に該当するものを除く。）	ア 複写機により複写したものの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円										
	イ 複写機により複写したものの（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、50円										
	ウ 複写機によりA一判若しくはA二判の用紙に複写又	作成に要する費用に相当す										

改正後			改正前
	は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	る額	
2 <u>マイクロフィルム</u>	印刷したもの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付	1枚につき、10円	
3 <u>写真フィルム</u>	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額	
4 <u>スライド</u> (9の項に該当するものを除く。)	印画紙に印画したものの交付	作成に要する費用に相当する額	
5 <u>録音テープ</u> (9の項に該当するものを除く。)又は録音ディスク	録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき、250円	
6 <u>ビデオテープ</u>	ビデオカセットテープに複	1巻につき、	

改正後			改正前
	<u>プ又はビデオディスク</u>	<u>写したものの交付</u>	<u>300円</u>
<u>7 電磁的記録（5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。）</u>	<u>ア 用紙に出力したもの（単色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、10円</u>	
	<u>イ 用紙に出力したもの（多色刷りで、A三判以下の大きさの用紙に複写したものに限る。）の交付</u>	<u>1枚につき、50円</u>	
	<u>ウ フレキシブルディスクカートリッジに複写したものの交付</u>	<u>1枚につき、60円</u>	
	<u>エ 光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付</u>	<u>1枚につき、90円</u>	

改正後			改正前
	<p>オ <u>光ディスク（日本産業規格 X 6241 に適合する直径 120 ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複製したものの交付</u></p>	<p>1 枚につき、 110 円</p>	
	<p>カ <u>アからオまでに掲げるものの以外の電磁的記録媒体に複製したものの交付</u></p>	<p>当該写しの作成に要する費用に相当する額</p>	
<p><u>8 映画フィルム</u></p>	<p><u>ビデオカセットテープに複製したものの交付</u></p>	<p>当該写しの作成に要する費用に相当する額</p>	
<p><u>9 スライド及び録音テープ（スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に</u></p>	<p><u>ビデオカセットテープに複製したものの交付</u></p>	<p>当該写しの作成に要する費用に相当する額</p>	



改正後			改正前	
	視聴する場合 におけるもの に限る。)			